

令和4年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付申請等要領

令和4年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金の交付申請等については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）及び令和4年度愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成支援事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととする。

1 補助金の交付申請の手続

要綱第4条に規定する知事が定める書類及び知事が定める期日は、次のとおりとする。

補助金の種別	補助対象事業	知事が定める書類	知事が定める期日
1 愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	(1) 産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画書、収支予算書</li> <li>・産廃処理業者の許可証の写し</li> <li>・設置機器の見積書の写し</li> <li>・設置機器の資料(図面やカタログ等)</li> </ul>	予算上限額に到達するまで次のとおり募集を行う。 [第1次募集の締切り] 令和4年5月31日
	(2) 産廃処理業者人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画書、収支予算書</li> <li>・産廃処理業者の許可証の写し</li> <li>・県外講習会等の参加申込書の写し</li> <li>・県外講師招聘に係る研修会の資料</li> <li>・旅費の見積書の写し</li> </ul>	[第2次募集の締切り] 令和4年7月31日 [第3次募集の締切り] 令和4年9月30日
	(3) ドローンの購入及び操作等研修経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画書、収支予算書</li> <li>・産廃処理業者の許可証の写し</li> <li>・購入機器の見積書の写し</li> <li>・購入機器の資料(カタログ等)</li> <li>・操作等研修の概要及び参加申込書の写し</li> </ul>	
2 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成事業費補助金	(1) エコアクション21の認証取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画書、収支予算書</li> <li>・産廃処理業者の許可証の写し</li> <li>・エコアクション21登録審査申込書の写し</li> <li>・登録審査費用及び認証・登録費用の額が分かる書類(見積書の写し)等</li> </ul>	予算上限額に到達するまで次のとおり募集を行う。 [第1次募集の締切り] 令和4年5月31日 [第2次募集の締切り] 令和4年7月31日
	(2) 電子マネーフェスト関係機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施計画書、収支予算書</li> <li>・産廃処理業者の許可証の写し</li> <li>・電子マネーフェストの加入申込書の写し</li> <li>・購入機器の見積書の写し</li> <li>・購入機器の資料(カタログ等)</li> </ul>	[第3次募集の締切り] 令和4年9月30日

2 各募集期間内に受け付けた申請の選考

各募集期間の終了日までに、当該補助金の交付の申請が複数事業者からあり、当該交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、募集締切毎に事業実施計画書（様式第1号別紙1）、えひめ優良認定チャレンジ宣言書（様式第2号）等を勘案して選考し、補助金の交付を決定する。

3 補助事業の変更承認申請書の添付書類

要綱第7条に規定する知事が定める書類は、次のとおりとする。

補助金の種別	補助対象事業	知事が定める書類
1 愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	(1) 産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画書、収支予算書</li> <li>補助対象事業の変更内容に応じて、要綱第4条に規定する知事が定める書類</li> </ul>
	(2) 産廃処理業者人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画書、収支予算書</li> <li>補助対象事業の変更内容に応じて、要綱第4条に規定する知事が定める資料</li> </ul>
	(3) ドローンの購入及び操作等研修経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画書、収支予算書</li> <li>補助対象事業の変更内容に応じて、要綱第4条に規定する知事が定める資料</li> </ul>
2 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成事業費補助金	(1) エコアクション21の認証取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画書、収支予算書</li> <li>補助対象事業の変更内容に応じて、要綱第4条に規定する知事が定める資料</li> </ul>
	(2) 電子マニフェスト関係機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施計画書、収支予算書</li> <li>補助対象事業の変更内容に応じて、要綱第4条に規定する知事が定める資料</li> </ul>

4 補助事業の知事の定める軽微な変更

要綱第7条第1号に規定する知事の定める軽微な変更は、次のとおりとする。

補助金の種別	補助対象事業	知事が定める軽微な変更
1 愛媛県優良産業廃棄物処理業者支援事業費補助金	(1) 産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了年月日の繰上げ</li> <li>設置場所、設置機器の変更</li> <li>工事内容の変更</li> </ul>
	(2) 産廃処理業者人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席者又は講師の変更</li> </ul>
	(3) ドローンの購入及び操作等研修経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了年月日の繰上げ</li> <li>購入機器の変更</li> </ul>
2 愛媛県優良産業廃棄物処理業者育成事業費補助金	(1) エコアクション21の認証取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了年月日の繰上げ</li> </ul>
	(2) 電子マニフェスト関係機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業完了年月日の繰上げ</li> <li>購入機器の変更</li> </ul>

注 補助金額に増減が生じないこと。

5 補助事業を完了したときの実績報告

要綱第9条に規定する知事が定める書類は、次のとおりとする。

補助金の種別	補助対象事業	知事が定める書類
1 愛媛県優良産業廃棄物処理者支援業補助金	(1) 産業廃棄物収集運搬車両の重量計測機器の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書、収支決算書</li> <li>・実績及び決算額が分かる書類(領収書の写し等)</li> <li>・契約書の写し</li> <li>・検収終了証明書の写し</li> <li>・使用実態の分かる資料(写真等)</li> </ul>
	(2) 産廃処理業者人材育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書、収支決算書</li> <li>・実績及び決算額が分かる書類(領収書の写し等)</li> <li>【県外の講習会等に参加する場合】</li> <li>・講習会等への参加が分かる資料(修了証書の写し等)</li> <li>【自ら講習会等を開催する場合】</li> <li>・講習会等の実施が分かる資料(テキストの写し等)</li> </ul>
	(3) ドローンの購入及び操作等研修経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書、収支決算書</li> <li>・実績及び決算額が分かる書類(領収書の写し等)</li> <li>・使用実態の分かる資料(写真等)</li> <li>・納品書の写し</li> <li>【操作等研修に参加する場合】</li> <li>・ドローン操作等研修への参加及び修了が分かる資料(修了証書の写し及びテキストの写し等)</li> </ul>
2 愛媛県優良産業廃棄物処理者育成業補助金	(1) エコアクション21の認証取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書、収支決算書</li> <li>・実績及び決算額が分かる書類(領収書の写し等)</li> <li>・エコアクション21認証・登録証の写し</li> </ul>
	(2) 電子マネー関係機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実績書、収支決算書</li> <li>・実績及び決算額が分かる書類(領収書の写し等)</li> <li>・電子マネーの登録票の写し</li> <li>・使用実態の分かる資料(写真等)</li> </ul>

6 参加経費が補助対象となる講習会及び研修会

(1) 要綱別表の1(2)アに規定する知事が定める講習会及び研修会は、次のとおりとする。

講習会及び研修会の名称	主宰者
マネジメント研修会(管理コース)	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター
マネジメント研修会(基礎コース)	
経営塾	(公財)産業廃棄物処理事業振興財団
産業廃棄物等実務管理者講習	(一財)日本環境衛生センター
技術管理者等スキルアップ研修会	
産業廃棄物事故防止実務研修	
その他知事が適当と認めるもの((公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催する処理業(新規)講習会、処理業(更新)講習会、特管責任者講習会、医療関係特管責任者講習会、PCB収運従事者講習会及び(一財)日本環境衛生センターが主催する廃棄物処理施設技術管理者講習は除く。)	(公社)全国産業資源循環連合会等

(2) 要綱別表の1(3)イに規定する知事が定める操作等研修は、次のとおりとする。

講習会等の内容	主催者の要件
産廃処理業者が保管中の産業廃棄物や最終処分場における埋立状況などの適正管理確認に係るドローン操作等研修であること。	航空局ホームページに掲載されている無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。